

○信頼される市政のためのコンプライアンス条例

平成18年3月24日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 コンプライアンス体制（第7条・第8条）

第3章 不当要求対策（第9条・第10条）

第4章 公益通報制度（第11条—第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

平成17年4月1日合併により、新しく誕生した石巻市には、これまで以上に公平かつ公正で市民に分かりやすい市政運営に努め、市政への市民の理解と信頼を高めることが求められています。

新しい石巻市は、コンプライアンス体制を整備することにより、公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立するため、この条例を制定します。

郷土を愛する心と高い倫理観に基づき、より一層質の高い行政サービスを市民に提供できる市政の確立を目指します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によることを認識し、職員が公務を遂行するに当たってのコンプライアンス体制に関して必要な事項を定めるとともに、職員の公正な職務の遂行を確保し、倫理を保持するために必要な措置を講ずることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民とともに公平かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち市長及び副市長をいう。
- (2) 法令 法律、条例、規則その他の規程をいう。
- (3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (4) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき公務を遂行することをいう。
- (5) 不当要求行為等 違法若しくは公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為であって規則で定めるものをいう。
- (6) 公益通報 公益を守るために、職員が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。

(職員の基本的心構え)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、公務員としてのコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。

(任命権者及び管理監督者の責務)

第5条 任命権者は、職員(市長を除く職員をいう。以下この条において同じ。)の公正な職務の遂行及び倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 職員を管理監督する立場にある者(以下「所属長」という。)は、その職務の重要性を自覚し、管理監督下の職員の公正な職務の遂行及び倫理の保持に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、地方公共団体を構成する一員として常に市政に関心を払い、職員による公平かつ公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。

第2章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 市におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、石巻市コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第9条第6項に規定する不当要求行為等の調査等に関すること。

(2) 第14条に規定する公益通報の調査等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市におけるコンプライアンスの確保に関し必要な事項

3 委員会は、委員3人以内で組織し、法令について識見を有する者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

7 委員会の会議は、非公開とする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進会議の設置)

第8条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、石巻市庁内コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議の会議は、非公開とする。
- 3 推進会議の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 不当要求対策

(不当要求行為等への組織的対応)

第9条 職員（この項において市長を除く。）は、不当要求行為等があったときは、市政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため、当該行為の内容等を記録し、上司及び所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるとともに、その内容を推進会議に報告しなければならない。
- 3 推進会議は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を行い、当該報告を行った所属長に対し、対応方針を指示するものとする。
- 4 推進会議は、前項の調査の結果、次条第1項から第3項までの規定による措置を講ずる必要があると認めるときは、委員会に通知しなければならない。
- 5 市長は、不当要求行為等があった場合において、次条第1項から第3項までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、委員会に通知しなければならない。
- 6 委員会は、前2項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長及び事案に関係する市の機関（以下「市長等」という。）に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

(不当要求行為等に対する措置)

第10条 市長等は、前条第6項の規定による報告が不当要求行為等に該当する旨のものであるときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の警告を行う場合において必要と認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。
- 3 市長は、市長等が競争入札の参加資格を有する事業者に対し、第1項の警告を行った場合は、当該事業者に対し、指名停止その他必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長等は、前3項の規定に基づき不当要求行為等の行為者に対し措置を講ずる場合は、前条第6項の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。

第4章 公益通報制度

(公益通報制度)

第11条 市政を常に公平かつ公正なものに保つため、公益通報制度を設ける。

(公益通報の手続)

第12条 職員は、公益通報の必要があると認めるときは、速やかに委員会にその内容を通報しなければならない。

- 2 職員は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。
- 3 職員は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 公益通報をした職員（以下「通報者」という。）の任命権者は、公益通報をしたことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報に係る委員会の職務)

第14条 委員会は、公益通報を受けたときは、当該通報の内容の真否について調査し、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

(公益通報に係る措置)

第15条 市長等は、前条の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な事実確認を行い、その結果、法令違反、不当な事実等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 市長等は、前項の措置を講ずる場合は、前条の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。

(是正措置等の通知)

第16条 市長等は、前条第1項の措置を講じたときは、その内容を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を望まないときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行為について適用し、同日前行われた行為については適用しない。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部改正)

3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年3月28日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第2条の規定による改正前の石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例第11条、第3条の規定による改正前の石巻市特別職報酬等審議会条例第2条、第4条の規定による改正前の石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条第3号及び別表第1から別表第

3まで、第8条の規定による改正前の石巻市病院事業の設置等に関する条例第5条、第9条の規定による改正前の石巻市表彰に関する条例第7条、第10条の規定による改正前の信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第1号並びに第11条の規定による改正前の市長等及び職員の給与の特例に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例第11条並びに石巻市特別職報酬等審議会条例第2条中「助役及び収入役」とあるのは「副市長及び収入役」と、石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例別表第1中「助役」とあるのは「副市長」と、別表第2及び別表第3中「助役、収入役」とあるのは「副市長、収入役」と、石巻市表彰に関する条例第7条中「助役、収入役」とあるのは「副市長、収入役」と、信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第1号並びに市長等及び職員の給与の特例に関する条例第1条中「助役及び収入役」とあるのは「副市長及び収入役」とする。